

令和元年6月18日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝夫 殿
札幌市長 秋元 克広 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事(弁護士) 後藤 啓二
(野田市児童虐待事件再発防止合同委員会委員)

児童相談所と市町村、警察等の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 本年6月5日、札幌市で2歳児の詩梨ちゃんが虐待死させられる事件が起きました。昨年3月の東京都目黒区の結愛ちゃん事件、本年1月の千葉県野田市の心愛さん事件に続き、またしても児童相談所(今回は警察も)が関与しながら子どもの命を救うことができませんでした。

報道によりますと、札幌市の児童相談所(以下「児相」)には昨年9月に通告があり、母親と面会し傷やあざがないことから虐待でないと判断し、リスクアセスメントシートを作成せず、本年4月の通告があった際には2度家庭訪問し会えないままであったにもかかわらず警察への連絡もせずそのまま放置していました。また母親は特定妊婦であり、予定されていた健診も未受診との情報も把握していたとされています。その後5月に警察に通報があり、母親は当初警察の面会要請を拒否するなどかなり危険な状況であり、警察は児相に2回同行を求めましたが児相は2回とも同行することができず、警察のみで家庭訪問し、あざはありましたが母親の説明に矛盾はないと判断していたとされています。その後児相が3度電話、訪問しましたが結局会うことができないまま、虐待死に至らしめてしまいました。両者の間での情報共有と連携の在り方につき不十分な点があったと推測されます。警察は事前に児相の把握している情報の提供を受けていたのか、警察から児相にはどのような報告がされたのか、その後両者の間でどのような検討、対応がなされたのかなど検証が必要です。

事実関係が詳しく判明していない段階ですが、詩梨ちゃんを救えなかったの

は、児相が1回、警察が1回と、双方が別々に1回家庭訪問ただけで虐待のリスクについて軽信し、家庭訪問以降も児相、警察、市町村等関係機関が連携して詩梨ちゃんの安否を適切な頻度で確認し、詩梨ちゃんの危険な兆候をできる限り把握するという取組を怠ったことが原因と考えられます。その背景には、札幌市の児相が、北海道の児相と異なり、警察との全件共有を拒否する、あるいは警察からの同行要請に応じないなど組織的な連携・信頼関係が進んでいないことがあり(このことは事件後の両者の異なる発表からも見て取れます)、この事件はかえって児相と警察等関係機関の情報共有と連携の重要性、そしてその前提となる信頼関係の構築の必要性をより明確にしたものといえます。

4月の通告の際児相が面会できなかった際に、(警察と全件共有の上連携した取組みが進んでいる高知県のように)警察に連絡し、警察とともに家庭訪問していれば、虐待を抑止できていた可能性はかなりありました。また、5月に児相が警察とともに家庭訪問していれば、虐待リスクの判断がより適切に行われ、虐待の抑止力もより強まったのではないかと考えられます。さらに、虐待死の直前に児相は警察から「母親が発達相談を希望している」と情報提供を受け、児相は母親に訪問や電話で3回接触を試みるが会えなかったとされていますが、この時点で警察に連絡し、警察が家庭訪問していれば面会でき衰弱していた詩梨ちゃんを救うことができたのではないかと考えられます。千葉県野田市の心愛さん事件で、心愛さんが長期欠席を始めた際に学校か児相が警察に連絡していれば、警察が家庭訪問し心愛さんを救うことができたと考えられることと同じ状況であったと思われる、両組織の連携が進んでいれば詩梨ちゃんを救えるチャンスは何回もありました。

2 私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、全日本私立幼稚園連合会、東京都小学校PTA協議会等多数のご賛同を得て(資料1ご参照)、子ども虐待死ゼロを目指し児相と市町村、警察の間で全件の情報共有と連携しての活動等を求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、約3万5,000人の署名及び法改正を求める要望書を安倍総理大臣宛に提出しております。あわせて、自治体への要望活動も行い、私どもの要望を受け、茨城県、愛知県、埼玉県、大阪府、岩手県、神奈川県、名古屋市、神戸市等21の自治体で、児相

と警察との全件共有の上連携した活動を実施していただいております(岐阜県、鳥取県、北海道、栃木県には直接要望していないにもかかわらず実施していただき、私どもの活動以前から高知県、大分県、広島県・広島市では全件共有が実施されております。)。さらに、現在多くの自治体で前向きにご検討いただいております。近々数自治体で実現される見込みです。

児相が関与しながらみすみす虐待死を防ぐことが出来なかった事件は全国で218件に上りますが(平成15年7月から28年度末まで)、多くは、児相は警察に情報提供せず案件を抱え込んで、自ら家庭訪問も殆どせず放置していた事例です。折角住民から通報のあった案件を、児相が「これは虐待ではない、あるいは緊急性は低い」と虐待リスクを軽信し、警察にも連絡せず案件を抱え込むのではなく、児相、市町村、警察、学校、病院、民生委員等多くの機関で案件を共有し、多くの目で子どもに危険な兆候がないか見守ることが極めて重要です。そして、児相という一つの機関だけで子どもを見守るよりも、子どもや家庭と接する機会のある多くの機関で見守ったほうが、子どもに安全なことは自明ですが、その大前提として、全ての虐待案件が関係機関で共有されなければなりません。いかなる機関も、どこに虐待されている子どもがいるかを知らされないまま、子どもを守るなどできないからです。その上で、多くの機関が密接に連携し、各機関で分担しできる限り多く家庭訪問するなどし、子どもに危険な兆候がないか見守り、それが認められれば直ちに警察に連絡する、それを受け警察が直ちに家庭訪問しけが・衰弱が認められれば緊急に子どもを保護する、子どもを守るにはそのような仕組みとするしかないのです。

3 平成30年7月20日、政府が「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を策定し、同対策では、「Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化」の中で、児相から警察に情報提供される範囲は、「虐待による外傷」事案等に限定されてしまいましたが、政府の本基準は明らかに大きな問題があります。

(1)まず「虐待による外傷があると考えられる事案」は共有するといっても、児相の職員が確認できるのは、顔や腕など衣服に覆われていない箇所に傷がある事案だけで、腹部や背中、臀部などに傷ややけどを負わされている事案は分かりません。顔に傷をつける親は衝動的に殴ってしまう親ですが、腹や背などを傷つける親は児相や警察に露見しないように虐待を加えており、より悪質な

ケースといえます。しかし、政府の上記①の基準ではこのようなより親が悪質な、子どもがより危険な状態にある事案は情報共有の対象とならず、警察はこのような危険な状態にある子どもを知らないままでいいとされているのです。そもそも、傷のない子どもが安全だという保証は何もなく、これまでも、傷がないとして警察に通報されなかった案件で多くの虐待死事件が起こっています。(2)次に、「虐待による」という限定が付されていることも問題です。多くの事案で親は虐待による傷であることを否認し、あるいはベッドから落ちた、兄が踏んづけたなどと虚偽の説明をして、児相が虐待ではないと判断することが見受けられていますが(東京都目黒区結愛ちゃん事件における香川県の児相など)、これではそのようなケースは警察と共有されないことになってしまいます。親による虐待であるにもかかわらず、親が否認し、児相がそれを真に受けて、あるいは断定できないとして虐待と判断しない事案で、警察に連絡しないまま虐待死に至る事件が多発していることを全く教訓としていません。

4 児相は自ら関与しながら虐待死等重篤な事案に至らしめた多くの事件で「虐待ではない」あるいは「緊急性が低いと判断した」旨弁明することが通例で、虐待死等重篤な事案は児相が危険性が低いと判断し警察等関係機関と情報共有せず、あるいは連携しての活動をしなかった事案で発生しています。

虐待親は虐待を否定することが多く、1回や2回の家庭訪問ですべての情報を得るわけではなく、虐待の急なエスカレート、親の精神状態の悪化、暴力的な同居人の出現等の事態も珍しくありません。神ならぬ人間の身で「この案件は危険性が低いから他機関と情報共有し連携して活動せずとも大丈夫」との判断は傲慢です。子ども虐待は一つの機関だけで対応できるほど甘い事案ではありません。関係機関と情報共有も連携しての活動もしない姿勢自体が致命的な誤りです。警察に情報提供しないため児相の把握する虐待家庭に警察が110番等で対応しても警察が虐待を見逃すリスクが生じているほか(東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件等)、児相は警察に情報提供していれば、その家庭につき警察が対応した場合にはその状況につき警察から報告を受け最新の情報を得ることができるにもかかわらず、情報提供しないため自らその機会を放棄してしまっています。児相が警察と情報共有しない、あるいはその範囲を限定することは関係機関が連携して守られる子どもたちの範囲を限定することで、子どもたち

を守ることを真剣に考えるのであれば到底とりえない対応です。

5 そこで、札幌市におかれましては、上記 2 記載の既に全件共有と連携しての活動に取り組んでいる先進的な自治体の取組にならい(上記 3 のとおり政府の基準は極めて問題がありこれに従うべきではありません)、現行の協定を速やかに改正し下記の内容を盛り込み、関係機関が情報共有の上連携して活動し子どもたちをお守りくださいますよう要望いたします。特に①は必須です。どこに虐待されている子どもたちが居住しているかという情報すら、警察が知らされないままでは子どもたちを守るすべもありません。

① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、威嚇的言動、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものか不明、親が否定するものを含む)がある場合、新たな同居人等の出現、ネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じるおそれがあると認められる場合には直ちに警察に通報する。

② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。

③ 市町村は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合など子どもの安全を目視で確認できない場合には速やかに警察に発見・保護を要請するものとする。長期間欠席、不登校事案についても同様に関係機関で必要な情報共有の上連携して活動する。

④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が

確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

⑥ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を警察に連絡し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には緊急に保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。

⑦ 児童相談所と市町村、警察等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

ことを要望いたします。

「全件共有」は第一歩にすぎません。全件共有を機に、相互に他の機関の業務の理解が進み、信頼関係が構築されることにより、多くの機関でより密接に連携した取組ができるようになり、それまでより格段に多くの子どもたちを救うことができるようになるのです。

どうか多くの子どもたちの死を無駄にしないためにも、市長のリーダーシップで、役所の縦割りを排し児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し、子どもたちの命をお守りいただくようお願いいたします。

(本件連絡先) NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤啓二(弁護士) 107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B tel 03-6434-5995 fax 03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp
<http://www.thinkkids.jp/> <https://facebook.com/thinkkidsjp>

資料1

主な賛同者の方々

[医師・病院関係] 日本医師会、日本産婦人科医会、聖路加国際病院、山田記念病院、東京都医師会、東京都看護協会、日本精神科看護協会、救急ヘリ病院ネットワーク、辻野クリニック、つがわ歯科・矯正歯科、関口医院、千船病院

[学校・施設・行政関係] 全日本私立幼稚園連合会、岩城正光(弁護士・元名古屋市副市長)、成光学園、全日本教職員連盟、東京都小学校 PTA 協議会

[企業経営者] 後藤高志(西武 HD 社長)、安部修仁(吉野家 HD 会長)、鎌田伸一郎(セントラル警備保障社長)、嘉納毅人(菊正宗酒造社長)、堀義人(グロービス経営大学院学長)、坂野尚子(ノンストレス社長)、秋田正紀(松屋社長)、五十嵐素一(白洋舎社長)、岡本毅(岡本硝子社長)、菊池廣之(極東証券会長)、福田孝太郎(フクダ電子会長)、迫本淳一(松竹社長)、古賀信行(野村 HD 会長)、清野智(JR 東日本会長)、伊藤雄二郎(三井住友銀行副頭取)、岡部俊胤(みずほフィナンシャルグループ副社長)、大野剛義(治コンサルタント社長)、柘植康英(JR 東海社長)、三浦惺(NTT 会長)、佐藤茂雄(京阪電鉄最高顧問)、佐々木隆之(JR 西日本会長)、滝久雄(ぐるなび会長)、葉田順治(エレコム社長)

[ジャーナリスト] 櫻井よしこ、細川珠生、門田隆将、大宅映子

[弁護士・公認会計士] 岡村勲(全国犯罪被害者の会元代表幹事)、迫本栄二、國廣正、芝昭彦、深澤直之、今井健夫、南賢一、河端雄太郎、大澤寿道、川本瑞紀、田中俊平、森口聡、石川正

[その他] ひょうご被害者支援センター、山下泰裕(全柔連副会長)、牛尾奈緒美(明治大学教授)、四方修、神崎邦子、かづきれいこ、島田妙子、慎泰俊(リビング・イン・ピース代表理事)、矢満田篤二(元愛知県児童福祉司・社会福祉士)

(肩書きはご賛同当時 敬称略)